

浄化槽はきちんと管理

きれいな水で自然を守ろう

自然を守るために

わたしたちは毎日の生活の中で、たくさん水を使用しています。その水の多くは最終的に汚水となつて水路などに流れ込み、川や湖沼、そして海へと流れていきます。汚水のまま川などに放流すると、水が汚れ、魚が住めなくなり、やがて美しく豊かな自然は破壊されてしまいます。

正しい維持管理を

大切な自然環境を守り、生活環境を保全するためには、汚水を処理し、きれいな水にすることが必要です。下水道とともに、その役目を担うのが浄化槽です。その機能を十分に発揮させるためには、適正な維持管理が欠かせません。法律で保守点検、清掃、法定検査の実施が義務付けられています。

保守点検

浄化槽が正常に働くように機器の調整・整備・消毒剤の補充などを行います。
処理方式や規模によって点検の回数が定められており、県の登録業者に委託することができます。

清掃

汚水から取り除いた固形物（汚泥）を引き抜き、通常状態では確認できない箇所にある装置や機械類を洗浄・掃除し、破損などがないか確認します。

維持管理の上でとても重要な作業で、世帯人数や使用頻度に関わらず年1回以上の実施が義務付けられています。市の許可業者に委託できます。それぞれの地区の担当業者に連絡してください。

法定検査

保守点検とは異なり、保守点検や清掃が適切に行われているか、使用状況や水質が適正であるかを調べる検査で、愛媛県が指定した検査機関である(公社)愛媛県浄化槽協会が行います。

使用開始後3ヶ月を経過した日から5ヶ月の間に検査し、その後、毎年1回の検査が必要です。

浄化槽 なんでもQ & A

Q 2週間ほど旅行に行きます。浄化槽の電源はどうすれば良いのですか？

A 送風機の電源は切らないでください。浄化槽内の微生物に送る大切な空気が止まり、微生物の働きを弱めたり死滅させたりして、浄化槽の機能が停止します。1年以上使用しない場合は、電源を切り、清掃してから水を張っておきます。この場合は保守点検業者に相談してください。

Q 清掃をしていれば、保守点検をする必要はありませんか？

A 清掃をしていても、保守点検は必要です。両方が適正に実施されないと、浄化槽は十分な性能を発揮することができないためです。保守点検をしていれば清掃は必要ないということはありません。

問合せ

○市庁舎新館2階環境衛生課

TEL0897-52-1461

○(公社)愛媛県浄化槽協会

TEL089-923-9313

10月1日は
浄化槽の日

Q 1人住まいですが、それでも年1回清掃をしなければならないのですか？

A 浄化槽の清掃では、汚泥などの引き出しだけでなく、引き出した後、各単位装置を洗浄したり、引き出さなければ発見できない内部の異常（隔壁の変形・破損など）を確認していますので、少なくとも年1回の清掃は必ず行ってください。

Q 保守点検も清掃も業者に依頼しているが、それでも年1回の法定検査は受けなければなりませんか？

A はい。年に1回の法定検査は、保守点検や清掃が正しく実施されているか、放流水は基準値以下になっているかなどを検査するもので、保守点検や清掃とは全く別の観点から行われているものです。法定検査では、浄化槽の放流水質「BOD」を測定しています。